



障害福祉

障害者手帳の交付

問合せ 身体障害者手帳・療育手帳＝
各福祉事務所・支所(→P42～49参照)
精神障害者保健福祉手帳＝
各保健センター(→P42～49参照)

障害のある人の手帳として、体の不自由な人には「身体障害者手帳」、知的障害の人には「療育手帳」、精神疾患があり、一定の障害の状態である人には「精神障害者保健福祉手帳」があります。

年金・手当など

障害基礎年金、特別障害給付金

問合せ 各区役所市民保険年金課(→P42～49参照)

主な手当など

問合せ 障害福祉課 ☎086-803-1236 FAX086-803-1755
各福祉事務所・支所(→P42～49参照)

支給要件など、詳しくはお問い合わせください。

◆特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害を持つ在宅の20歳以上の人に支給(所得制限あり)。

◆重度障害者介護者慰労金

在宅で特別障害者手当の受給資格のある65歳未満の重度障害者を常時介護している人に支給。

支給額 年額40,000円

◆特別児童扶養手当、障害児福祉手当、岡山市児童福祉年金

→P89をご覧ください。

◆岡山市心身障害者扶養共済制度

心身障害者(児)を扶養している保護者が、毎月掛け金を納めることで、保護者が死亡または重度障害を生じた場合、障害者(児)に年金を支給。

支給額 月額20,000円

各種医療制度

自立支援医療

◆更生医療

問合せ 障害福祉課 ☎086-803-1235 FAX086-803-1755

問合せ 各福祉事務所・支所(→P42～49参照)

原則として費用の1割負担が必要です。

身体障害を除去、軽減し、日常生活を容易にする医療。対象は身体障害者手帳を持つ18歳以上の人。

◆育成医療

問合せ 保健所健康づくり課 ☎086-803-1271

身体障害を除去、軽減し、生活能力を得るための医療。対象は身体に障害のある18歳未満の児童。

◆精神通院医療

問合せ 各保健センター(→P42～49参照)

精神科の治療で通院する際、医療費の一部を助成

よくある質問

Q 高齢者福祉サービスには、どのようなものがありますか？

A 緊急通報システムの設置、まごころ給食サービスなど各種福祉サービスを提供し、日常生活を支援しています。
随時、地域包括支援センターまたは、高齢者福祉課で相談などに応じていますので、お問い合わせください。



障害福祉

心身障害者医療費助成

医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を助成します。本人と配偶者・扶養義務者に所得制限あり。

◆身体・知的障害の方

問合せ 各福祉事務所・支所(→P42~49参照)

- 対象 ▶身体障害者手帳1・2・3級の所持者
▶重度の知的障害(おおむねIQ35以下)の人

◆精神障害の方

問合せ 各保健センター(→P42~49参照)

- 対象 ▶精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証(精神通院)両方の所持者

はり・きゅう・マッサージ施術費助成

問合せ 障害福祉課 ☎086-803-1236 FAX 086-803-1755
各福祉事務所・支所(→P42~49参照)

はり・きゅう・マッサージ施術券を発行し、費用の一部を助成します(年間最大18枚。1枚につき1,200円助成)。

- 対象 ▶身体障害者手帳1~4級所持者
▶療育手帳A所持者

指定難病に関する医療費助成

問合せ 保健所健康づくり課 ☎086-803-1271 FAX 086-803-1758

指定難病と診断され、病状など一定の基準を満たす人に、医療費の一部を助成します。

補装具費、日常生活用具の給付

問合せ 障害福祉課 ☎086-803-1236 FAX 086-803-1755
各福祉事務所・支所(→P42~49参照)
保健所健康づくり課(難病患者) ☎086-803-1271
FAX 086-803-1758

補装具費等の支給

障害を補って日常生活や職業生活をしやすいするため、必要な用具などにかかる費用を支給します。自己負担は1割(所得区分による負担上限月額あり)。

障害別	給付品目
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、座位保持具(児童のみ)、車椅子、電動車椅子、起立保持具(児童のみ)、歩行器、歩行補助つえ、頭部保持具(児童のみ)、排便補助具(児童のみ)、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器 人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)

※介護保険適用の人は、品目によっては介護保険サービスを優先して利用していただくことになります。

日常生活用具の給付

障害のある人の日常生活をより円滑に行えるよう、障害の程度により日常生活用具を給付します。給付品目、対象となる障害の程度など、詳しくはお問い合わせください。

自己負担は1割(所得区分による負担上限月額あり)。
※介護保険適用の人は、品目によっては介護保険サービスを優先して利用していただくことになります。

すこやか住宅リフォーム助成制度

問合せ 福祉援護課 ☎086-803-1216
各福祉事務所・各支所(→P42~49参照)

高齢者や障害者が自宅で暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、費用の一部を助成します。

対象

日常生活を営むうえで介助を要する状態にあり次の①または②の要件を満たす人

- ①介護保険の要介護・要支援認定を受けている人
- ②身体障害者手帳の交付を受けた人のうち障害の程度が2級以上の視覚または肢体に障害のある人(65歳以上は介護保険の要介護・要支援認定を受けている人)

交通、移動の援助

問合せ 障害福祉課 ☎086-803-1236 FAX 086-803-1755
各福祉事務所・支所(→P42~49参照)

主なサービス

福祉タクシー助成、運転免許取得費の助成、自動車改造費の助成など。

◆福祉タクシー助成

- 対象 在宅者で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受けており、所得税非課税世帯の人

交付枚数 1月4枚(指定難病等で週2回以上または血液透析で週2回通院の人は8枚。血液透析で週3回以上通院の人は12枚)

助成額 1乗車1枚630円まで

◆介護用自動車改造費の助成

車いすなどを利用する障害者が乗り降りしやすいように、所有する自動車の改造費または改造自動車の購入費の一部を助成します。

助成額 改造費用の5分の3(10万円を限度)



障害福祉

障害福祉サービスなど

問合せ 障害福祉課 ☎ 086-803-1235 FAX 086-803-1755
各福祉事務所・保健センター・支所(→P42~49参照)
保健所健康づくり課
(精神障害者) ☎ 086-803-1267 FAX 086-803-1758
(難病患者) ☎ 086-803-1271

障害の状況や希望などを調査し、支給決定します。利用者負担は1割(所得区分による負担上限月額あり)。

介護給付

希望する場合は、障害支援区分の認定を行います。

サービスの種類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護などのサービス
重度訪問介護	重度肢体不自由者または行動上著しい困難を有する人の入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動介護
同行援護	強度視覚障害の人に外出時の情報の提供や介護などのサービスを提供
行動援護	知的または精神障害により、行動上生じ得る危険回避のための援護など
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に複数のサービスを包括的に提供
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合などに、障害者支援施設で介護サービスを提供
療養介護	医療と常時介護が必要な人に医療機関で医療と日常生活の介護サービスを提供
生活介護	障害者支援施設または障害福祉サービス事業所で、介護や活動の機会を提供
施設入所支援	入所施設で夜間に入浴、排せつ、食事の介護サービスを提供

訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	定められた期間、身体機能・生活能力の向上に必要な訓練などを提供
就労選択支援	障害者本人の希望や就労能力、適性などに合ったよりよい就労先や働き方が選択できるよう支援する
就労移行支援	定められた期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供
就労継続支援 (A型、B型)	就労の機会の提供と知識・能力の向上に必要な訓練などを提供
共同生活援助 (グループホーム)	共同住居で夜間の入浴、排せつ、食事の支援などのサービスを提供
就労定着支援	就労支援等の利用を経て一般就労した人への課題解決に向けた必要な支援を提供
自立生活援助	施設等を利用して一人暮らしを希望する人に、定期的な居宅訪問等や関係機関との連絡調整を行う

相談支援給付など

◆計画相談支援

障害福祉サービスの利用計画案の作成や見直し

◆地域移行支援

地域生活に移行するための相談や支援を実施

◆地域定着支援

単身生活の障害者へ緊急時の相談や支援を実施

手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助

聴覚障害者などが公的機関・医療機関などへ出向く場合などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

◆手話通訳

障害福祉課 ☎・FAX 086-803-1237

電子メール:syuwahaken@city.okayama.lg.jp

◆要約筆記

岡山要約筆記クラブ ☎・FAX 086-230-7977
☎ 080-1633-2570

◆盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障害があり、身体障害者手帳1・2級の重度身体障害者)の移動介助とコミュニケーション支援などのために、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。(事前の利用登録が必要です。)

岡山盲ろう者友の会 派遣事務所

☎ 080-1105-1694・FAX 086-227-5004

電子メール:okayama-db-itaku@okayama-db.net

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的かつ柔軟に実施する事業で、地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援などがあります。

障害児通所支援(主なもの)

◆児童発達支援・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練



障害福祉

公共料金の減免、税金控除・減免

種 類	問い合わせ
NHK放送受信料の減免	NHKふれあいセンター ☎0570-077077
所得税	各税務署
市県民税、軽自動車税	各区市税事務所(→P42~49参照)
軽自動車税(環境性能割)	岡山県備前県民局税務部久米分室 ☎086-245-6200
自動車税(種別割)	岡山県備前県民局税務部課税課 自動車課税班 ☎086-233-9844
自動車税(環境性能割)	岡山県備前県民局税務部課税課 自動車審査班 ☎086-286-8770

障害者更生相談所

問合せ 身体障害係 ☎086-803-1248
知的障害係 ☎086-803-1247

身体障害者、知的障害者の更生援護の拠点施設として、岡山市保健福祉会館4階に設置しています。

心理判定員、理学療法士などを配属し、医学的見地、心理学的見地などから、専門的な知識や技術を必要とする相談・支援を行います。

また、身体障害者手帳や療育手帳の発行、必要に応じて補装具の適合判定などを行います。

こころの健康センター(→P80に関連)

問合せ 総務係 ☎086-803-1272
支援係 ☎086-803-1273

精神保健福祉医療の専門機関として、岡山市保健福祉会館4階に設置しています。

精神科医、精神保健福祉士など専門職員を配属し、専門的な知識や技術を必要とする相談・支援を行います。

また、精神障害者保健福祉手帳の発行、自立支援医療費(精神通院)の支給認定などを行います。

よくある質問

Q 障害者手帳の交付を受けると、どのようなサービスが受けられるのですか？

A 手帳の種類、障害者の年齢、障害等級、障害者の所得状況などにより受けられるサービスが違います。サービスについては障害福祉課作成の「障害者のしおり」をご覧になるか、各福祉事務所・支所・保健センターなどにお尋ねください。「障害者のしおり」は各福祉事務所・支所、または障害福祉課で配布しています。

発達障害者支援センター(ひか☆りんく)

問合せ 発達障害者支援センター ☎086-236-0051
(→P91に関連)

発達障害児(者)支援の中核拠点を担う施設として、岡山市勤労者福祉センター1階に設置しています。

子どもから大人まで、発達障害のある人やその疑いのある人、その家族や関係機関に対し、相談などの支援を行います。対象となる年齢は問いません。

市の刊行物

◆障害者のしおり

障害者が暮らしやすい生活をおくれるように、各種サービス内容や利用手続きを紹介した「障害者のしおり」を発行しています。希望する人は、障害福祉課または各福祉事務所・保健センターなどへ連絡してください。

また、しおりの点字版と音声情報を収めたCD版も発行しています。

希望する人は、障害福祉課(☎086-803-1236)へ連絡してください。

◆点字版広報・声の広報

広報紙の点字版と、音声情報をCDに収めた「声の広報」を、毎月1回発行しています。必要な人は広報広聴課(☎086-803-1024)へ連絡してください。

障害のある子どもの相談・就学

問合せ 教育委員会教育支援課 ☎086-803-1592

児童生徒に最も適した学校に入学できるように相談に応じています。特別支援学級や特別支援学校では、児童生徒の障害の状態に応じて専門的な教育が行われています。

特別支援学級

障 害 別	問い合わせ
視覚障害	岡山中央小学校 ☎086-234-7750
	岡山中央中学校 ☎086-225-0151
聴覚障害	岡山中央小学校 ☎086-234-7750
	岡山中央中学校 ☎086-225-0151
知的障害	76小・義務教育学校、35中・義務教育学校(令和5年度)
自閉症・情緒障害	81小・義務教育学校、36中・義務教育学校(令和5年度)
病弱・身体虚弱	岡山大学病院、岡山県精神科医療センター、(院内学級) 岡山赤十字病院、岡山済生会総合病院

特別支援学校

問合せ 各学校、県教育庁特別支援教育課 ☎086-226-7587

県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山南支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立東備支援学校、岡山県健康の森学園支援学校、県立誕生寺支援学校、県立早島支援学校、岡山大学教育学部附属特別支援学校、県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校、県立倉敷まきび支援学校



障害福祉